

留萌税務署からのお知らせ

# 法定調書の 作成・提出は、**e-Tax** で!!

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、  
国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。

令和6年1月以降に、令和5年分の「給与所得の源泉徴収票」を  
e-Tax で提出すると、従業員の方の所得税の確定申告がさらに簡単に！

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/kyuyogensenjoho-top.htm>)



特に **e-Tax ソフト（WEB版）** **eLTAX（地方税ポータルシステム）** を利用すると便利です。

## e-Tax ソフト（WEB版）で簡単提出

（対象）

「給与所得の源泉徴収票」

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」

「不動産の使用料等の支払調書」

などの法定調書（裏面参照）

・e-Taxソフトをインストールすることなく  
WEB上で法定調書の作成・提出ができます。

・表計算ソフト等により作成した CSV ファイルの  
読込ができます。



## eLTAX で市区町村と税務署に同時提出

（対象）

市区町村

「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」

税務署

「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

・eLTAX を利用することで、  
支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと  
源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータ  
を同時に作成し、  
支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ  
源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ  
一括提出することができます。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/00303/>)



## 光ディスク等（CD・DVDなど）による提出

e-Tax ソフト（WEB版）で提出ができない大量の法定調書（20MB 超、目安 6,900 枚超）を提出  
する場合には、光ディスク等（CD・DVD など）で提出する方法もあります。

なお、令和5年4月から、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書の提出が義務付けら  
れていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合の税務署への事前の申請は不要となりま  
した。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/hoteichosho/02.htm>)



## e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が 100 枚以上である  
法定調書については、e-Tax、光ディスク等（CD・DVD など）又はクラウド等による提出が義務化さ  
れています。

例えば、令和4年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の提出枚数が 100 枚以上であった場合、令和  
6年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等により提出する必  
要があります。

([https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosho/hoteichosho\\_gimuka.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosho/hoteichosho_gimuka.htm))



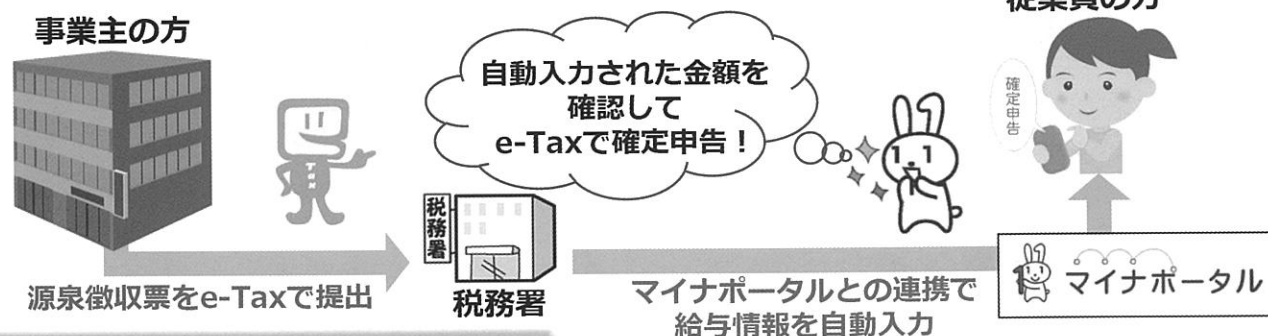
国税庁

令和5年10月

# \事業主の皆さまへ/ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、  
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、  
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、  
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。  
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して  
e-Taxで申告する際にご利用になれます。



## 事業主の皆さまへのお願い

### Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。  
※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合を含みます。詳しくは、裏面の「eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可」をご覧ください。

### Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

### Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！